

特定非営利活動法人さぼてんの花
令和 8 年度事業計画書

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人さぼてんの花は、重症心身障がい児・者とその家族、関係者に対し、地域でいつまでも安心、快適に過ごしていく為の各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的として、下記の事業を計画実施する。

具体的には、本法人の定款第 5 条第 1 項第 1 号の事業として、「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」、第 2 号の事業として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」、その他この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(ア)事業内容

重症心身障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、日常生活の基本的な動作訓練、集団生活の適応訓練等の療育を継続的に提供し、自立を促進する児童発達支援・放課後等デイサービス事業を実施する。

(イ)実施予定日時

令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月まで

(ウ)実施予定場所

放課後等デイサービス事業

「重心型デイサービスぷんと」

児童発達支援・放課後等デイサービス事業

「重症心身障がい児デイサービスころん」

(エ)従事者の予定人数

管理者	2 名
児童発達支援管理責任者	2 名（管理者と兼務）
児童指導員・保育士・指導員	3 名
看護師	4 名
機能訓練担当職員	1 名
計 10 名	

(オ)受益対象者の範囲および予定人数

18歳未満の重症心身障がい児 1日6名（延べ 1,500名）

(カ)収益見込み額

29,464,000 円

(キ)費用見込み額

26,682,000 円

②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(ア)事業内容

障がい者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護・創作的活動又は生産活動の機会の提供・その他の必要な身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う生活介護事業を実施する。

(イ)実施予定日時

令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月

(ウ)実施予定場所

生活介護事業

「重心型デイサービスふんと」

(工)従事者の予定人数

前記「①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」とすべて兼務による。ただし、「児童発達支援管理責任者」は「サービス管理責任者」・「児童指導員・保育士・指導員」は「生活支援員」に読み替える。

(才)受益対象者の範囲および予定人数

重症心身障がい者 1日 6名 (延べ 1,500名)

(力)収益見込み額

25,908,000 円

(キ)費用見込み額

17,788,000 円

③その他この法人の目的を達成するために必要な事業

本年度は実施しない。